「

リース債務 資産除去債務	

」に改め、同様式第2記載上の注意1中㉖を㉙とし、(4)から㉕までを(7)から㉘までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第三号第一の三の表中「

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

」を「

信用オペ相

リスク・アセット調整額		
レーショナル・リスク相当額調整額		

」に改め、同様式第二の二記載上の注意1中⑮を⑰とし、(4)から⑭までを(6)から⑯までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第四号第一の三の表中「

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

」を「

信用オペ相

リスク・アセット調整額		
レーショナル・リスク相当額調整額		

」に改め、同様式第二の二記載上の注意1中㉑を㉓とし、(4)から⑳までを(6)から㉒までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第五号第一中間貸借対照表の表中「

リース債務	

」を「

リース資産

除去債務	

」に改め、同様式第1記載上の注意1中⑰を⑳とし、(4)から⑯までを(7)から⑲までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第六号第一貸借対照表の表中「

リース債務	

」を「

リース資産

除去債務	

」に改め、同様式第1記載上の注意1中㉗を㉚とし、(4)から㉖までを(7)から㉙までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第七号第一中間連結貸借対照表の記載上の注意2中⑯を⑱とし、(4)から⑮までを(6)から⑰までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第八号第一連結貸借対照表の記載上の注意2中㉒を㉔とし、(4)から㉑までを(6)から㉓までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第九号２(1)記載上の注意2中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に、「あった」を「ある」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４を次のように改める。

４　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第九号３(1)中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式３(1)記載上の注意１及び２を次のように改める。

１　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、株式会社商工組合中央金庫と当該他の法人等との関係を記載すること。

２　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、株式会社商工組合中央金庫と当該他の法人等との関係を記載すること。

別紙様式第九号３(1)記載上の注意３中「第２条第３項第18号」を「第２条第３項第19号」に改め、「職務を行うべき者」の次に「その他これに類する者」を加え、同様式４(3)記載上の注意１中「総数の10分の１以上の数の株式を有する株主について」を「総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について」に改め、同記載上の注意２中「株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること」を「(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること」に改め、同様式５(1)記載上の注意４中「当該事業年度中に」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４②中「あった」を「ある」に改める。